政令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、〇九三人」を「一、一〇〇人」に改め、同表内閣府の項中「一三、七四三人」を「一三、七六三人」に改め、同表財務省の項中「七一、〇四九人」を「七一、〇九四人」に改め、同表厚生労働省の項中「三一、六九二人」を「三一、七二一人」に改め、同表環境省の項中「二、七五七人」を「二、七六二人」に改め、同表合計の項中「二九六、六〇六人」を「二九六、七一二人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに同法第五十条並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第八条、第十二条の四第二項及び第三項、第二十二条第二項、第二十四条の二第四項、第三十条の五、第三十条の六第一項及び第三項、第三十条の七第三項、第三十条の九、第三十条の十第一項、第三十条の十一第一項、第三十条の十二第一項、第三十条の四十四第十一項、第三十八条第二項並びに第四十一条並びに住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「において」の下に「、個人番号」を加え、「第七条第十号」を「第七条第八号の二、第十号」に改め、「規定する」の下に「個人番号、」を加える。

第十二条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の指定をしたとき。

第十五条の三第一項第四号中「第七条第四号」の下に「、第八号の二」を加え、同条第二項中「同条第四号」の下に「、第八号の二」を加える。

第二十三条第二項及び第二十四条の三中「第五号まで」の下に「、第八号の二」を加える。

第三十条の二第一項中「第三十条の二第二項」を「第三十条の三第二項」に、「第三十条の七第一項」を「第三十条の二第一項」に、「都道府県知事」を「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）」に改める。

第三十条の三中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に改める。

第三十条の五中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、同条第四号中「にあっては、その旨」を「を除く。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　法第七条第八号の二に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合　住民票の記載の修正を行つた旨、個人番号の変更請求その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた個人番号（当該住民票に個人番号が記載されていなかつた場合を除く。）

第三十条の六中「第三十条の五第三項」を「第三十条の六第三項」に、「及び第三十条の十一」を「、次条及び第三十四条第三項」に改め、同条第一号中「五年」を「百五十年」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　住民票の消除が行われたことにより通知された本人確認情報　当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

第三十条の六第三号を削る。

第三十条の十一を削る。

第三十条の十の見出しを「（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）」に改め、同条中「都道府県知事が」を「機構が」に、「第三十条の七第六項」を「第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「保存期間に係る本人確認情報の他の」を「特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の」に改め、「（同項第一号又は第三号に掲げる場合における提供に限る。）」を削り、同条各号中「都道府県知事」を「機構」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「特定機構保存本人確認情報」に改め、同条を第三十条の十とする。

第三十条の八の見出しを「（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）」に改め、同条中「都道府県知事が」を「機構が」に、「第三十条の七第四項」を「第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「保存期間に係る本人確認情報の当該都道府県」を「特定機構保存本人確認情報の通知都道府県（同項に規定する通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十一において同じ。）」に改め、「（同項第一号又は第三号に掲げる場合における提供に限る。）」を削り、同条各号中「都道府県知事」を「機構」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「特定機構保存本人確認情報」に改め、同条を第三十条の九とする。